

(3) 不適正な行政財産使用料の納入

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容															
北淀高等学校	<p>1 行政財産使用許可に係る使用料（以下「使用料」という。）は、使用開始の日前に全部を納入させなければならないが、平成26年度の使用料が、使用開始の日前までに納入されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="409 604 1614 835"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>許可期間</th> <th>許可数量</th> <th>金額(円/年)</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食堂・給品部</td> <td>平成25年4月1日 ～平成28年3月31日</td> <td>98.40 平方メートル</td> <td>196,350</td> <td>平成26年4月3日</td> </tr> <tr> <td>自動販売機 ・公衆電話</td> <td>同上</td> <td>自動販売機9台 ・公衆電話1台</td> <td>167,360</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 業者が使用する毎月の光熱水費負担分が、納期（請求を受け、調定後20日以内）までに納入されず、学校が督促を行っているにもかかわらず、平成25年4月分から9月分は10月に、10月分は12月に、11月分から2月分は3月末日に一括で業者から納入されていた。</p>	使用目的	許可期間	許可数量	金額(円/年)	納付日	食堂・給品部	平成25年4月1日 ～平成28年3月31日	98.40 平方メートル	196,350	平成26年4月3日	自動販売機 ・公衆電話	同上	自動販売機9台 ・公衆電話1台	167,360	同上	<p>【是正を求めるもの】 業者に対する督促を行っているところではあるが、行政財産使用料条例第4条の規定に違反する状況となっていることは問題である。 今後、使用料等について納入が滞る業者に対し、納期限を厳守するよう指導を徹底されたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】（抜粋） 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納入させなければならない。（以下略）</p>	<p>平成25年度分の使用料等の納入遅れに加え、平成26年度の光熱水費についても、納入遅れや未納があったことから、平成27年3月4日付けで、校長名で「行政財産使用許可に係る使用料等の納付期限の厳守について」の通知文を発し、遅延している光熱水費の早期納入を促したところ、平成26年度歳入は、全て納入済みとなった。また、平成27年度の行政財産使用許可に係る使用料については、使用開始の日前に納入されている。 今後とも、納期限内の納付に向け、粘り強く指導を行う。</p>
使用目的	許可期間	許可数量	金額(円/年)	納付日														
食堂・給品部	平成25年4月1日 ～平成28年3月31日	98.40 平方メートル	196,350	平成26年4月3日														
自動販売機 ・公衆電話	同上	自動販売機9台 ・公衆電話1台	167,360	同上														